

弁護士・司法書士・社会保険労務士・社会福祉士による 高齢者・障害者に関する無料相談会

■日 時： 下記の日程（第1・第3木曜）で、13：00から16：00まで

4月 3日・17日	5月 1日・15日	6月 5日・19日	7月 3日・17日	8月 7日・21日	9月 4日・18日
10月 2日・16日	11月 6日・20日	12月 4日・18日	1月 15日	2月 5日・19日	3月 5日・19日

■場 所： 香川県社会福祉協議会
〒760-0017 高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階

■対 象 者： 当事者またはご家族、市民後見人や親族後見人、成年後見人等、施設、社会福祉協議会、関係機関、団体など

■相談内容： 弁護士・司法書士・社会保険労務士・社会福祉士による面談で、1人40分程度

たとえば、○成年後見制度の利用を考えている

○遺言や相続について知りたい

○老後や将来が不安である

○健康保険や年金（老齢・障害）について知りたい など

※内容によっては、各種専門機関をご紹介します場合もあります。

■相談日の 1週間前（その日が祝日であれば前日）までに予約が必要です。

■秘密は固く守ります。

■オンラインでの相談も可能です。（通信に係る費用はご負担ください。）

相談は無料（要予約）です。お気軽にご相談ください！

予約・お問い合わせ先：香川県社会福祉協議会（かがわ後見ネットワーク事務局）

電話：087-861-8883

月～金 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

※この事業は、香川県の委託を受けています。



権利擁護・成年後見支援センター

認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用のお手伝いをしています。

日常生活自立支援事業

判断能力が低下した方が地域で自立した生活が送られるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行っています。

連 携

権利擁護に関わる施設・団体・機関と連携を図っています。

◆ネットワーク会議の開催

無 料 相 談

相談員による相談

電話や窓口で、相談をお受けします。

◆月～金(祝日・年末年始は除く)

◆8:30～17:15

高齢者・障害者に関する専門職相談(要予約)

弁護士・司法書士・社会保険労務士・社会福祉士が相談をお受けします。

◆毎月第1・3木曜日(祝日・年末年始は除く)

◆13:00～16:00(1回 40分程度)

◆高齢者・障害者に関することであれば、どなたでもご利用できます。

権利擁護支援者のための相談(地域担当制)

地域ごとに担当者(弁護士・司法書士・社会福祉士)を配置し、法的・福祉的助言を行います。

◆利用できる対象者は、市町行政・地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・社協等に限られます。

成年後見制度利用支援事業

成年後見を考えている方やすでに利用している方の支援をかがわ後見ネットワークと協力して行っています。

※成年後見制度とは、判断能力が低下した方の権利や財産を守るための制度です。状態に応じて、後見・保佐・補助の3類型があります。

広報・啓発・調査研究

権利擁護に関する情報発信・情報提供を行っています。

また、権利擁護に関する調査や成年後見プロジェクトチームによる新しい仕組みづくり等に取り組んでいます。

養成・支援

各種研修会や後方支援を行っています。

◆日常生活自立支援事業の専門員研修
や生活支援員研修

◆成年後見に関する各種研修

◆講師の派遣 など



お問い合わせは

香川県社会福祉協議会権利擁護・成年後見支援センター

〒760-0017 香川県高松市番町 1-10-35

電話 087-861-8883 FAX 087-861-2664

※月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)